

特別管理産業廃棄物処分業許可証

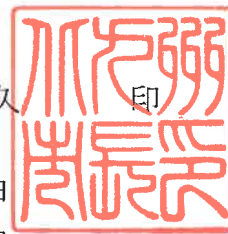
住 所 北九州市若松区南二島五丁目6番1号

氏 名 株式会社 ふたじま不動

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 中島 聖智

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 武 内 和 久



許 可 の 年 月 日 令和 5年 9月 10日
許 可 の 有 効 年 月 日 令和 10年 9月 9日

1 事業の範囲

別紙1のとおり

2 事業の用に供するすべての施設

別紙2のとおり

3 許可の条件

な し

4 許可の更新又は変更の状況

平成30年 9月10日	新規許可	平成31年 2月19日	変更許可
令和 3年 4月16日	変更許可	令和 5年 9月10日	更新許可

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無

1 事業の範囲

事業の区分

中間処理業（安定化処理、中和）

特別管理産業廃棄物の種類

安定化処理

燃 え 殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚 泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

鉍 さ い（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

ダスト類（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上 4 種類

中 和

廃 酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上 2 種類

以下余白



2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：安定化処理施設

特別管理産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、鉍さい、ダスト類
以上4種類

設置場所：北九州市若松区南二島五丁目495番43

設置年月日：平成30年 9月10日

処理能力	燃え殻	1日あたり	186トン	(24時間)
	汚泥	1日あたり	169立方メートル	(24時間)
	鉍さい	1日あたり	270トン	(24時間)
	ダスト類	1日あたり	186トン	(24時間)

施設の種類：中和施設

特別管理産業廃棄物の種類：廃酸、廃アルカリ
以上2種類

設置場所：北九州市若松区南二島五丁目495番43

設置年月日：令和 3年 4月16日

処理能力	廃酸	1日あたり	19.0立方メートル	(8時間)
	廃アルカリ	1日あたり	17.5立方メートル	(8時間)

以下余白

